

合 併 公 告

平成 26 年 1 月 28 日

株主及び債権者各位

東京都江東区新砂一丁目 2 番 8 号
オルガノ株式会社
代表取締役社長 内田 裕行

当社（以下「甲」）は、合併によりオルガノ北海道株式会社（北海道札幌市東区北七条東五丁目 8 番 37 北オルビル、以下「乙」）、オルガノ東北株式会社（宮城県仙台市青葉区本町一丁目 11 番 1 号、以下「丙」）、オルガノ東京株式会社（東京都江東区新砂一丁目 2 番 8 号、以下「丁」）、オルガノ中部株式会社（愛知県名古屋市中区葵一丁目 27 番 29 号、以下「戊」）、オルガノ関西株式会社（大阪府吹田市江の木町 1 番 6 号、以下「己」）、オルガノ九州株式会社（福岡県福岡市中央区白金一丁目 4 番 2 号、以下「庚」）及びオルガノ山下薬品株式会社（広島県広島市西区観音本町二丁目 3 番 23 号、以下「辛」）の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することとなりましたので、下記のとおり公告いたします。

この合併の効力発生日は平成 26 年 4 月 1 日であり、甲は会社法第 796 条第 3 項、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は同第 784 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の甲の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨を甲にお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で株式買取請求権を行使される甲の株主は、合併の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面により、株式買取請求権を行使する旨及び株式買取請求に係る株式の数を甲にお申し出ください。
3. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
4. 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
- (乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 25 年 6 月 14 日
掲載頁 62 頁 (号外第 125 号)
- (丙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 25 年 6 月 18 日
掲載頁 83 頁 (号外第 127 号)
- (丁) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 25 年 7 月 1 日
掲載頁 175 頁 (号外第 141 号)
- (戊) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 25 年 7 月 4 日
掲載頁 80 頁 (号外第 145 号)
- (己) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 25 年 6 月 5 日
掲載頁 53 頁 (号外第 116 号)
- (庚) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 25 年 6 月 19 日
掲載頁 94 頁 (号外第 129 号)
- (辛) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成 25 年 6 月 18 日
掲載頁 102 頁 (号外第 127 号)

以上